

## 新潟市特別養護老人ホーム入所指針の改正について (申込書の有効期間の設定)

### 【現状】

- ・申請者、家族、担当する居宅介護支援事業所との連絡が途絶える事例が発生している。施設は、死亡や入所済み、要介護度の改善などで入所の必要がなくなっても分からない。

### 【課題】

- ・定員に空きがでた時、連絡確認ができず、手続きが進まない。
- ・入所拒否や連絡先不明で保留された申込書が積み残り、待機者数を押し上げている。
- ・待機期間中で要介護度などが変更している場合は、審査のやり直しとなり、時間を費やす。

→手続きに時間を要し、円滑な入所に支障が出ている。(東区特養施設長会議)

### 【解決策】

- ・申請者(家族等)から定期的に連絡を受けて状況確認ができるようにする

### 【改正案】

- 施設は申請の有効期間を定めることができる。
- 有効期間を定める場合は、新規申請又は更新申請から3年とする。有効期間到達後3月が経過しても更新申請がない場合は申請を取下げたものとみなすことができる。
- 申請者(代理人、担当する居宅介護事業所を含む)は、要介護度など本人の状況の変更または住所、電話番号、主たる介護者・家族等の状況、担当する居宅介護事業所に変更があった時は、施設に報告する。
- 施設から申請者(代理人、担当する居宅介護事業所を含む)へ連絡が取れない状況となった時は、有効期間内であっても、受付簿から削除される場合があることを入所指針に明記する。

### 【効果】

- ・申請状況を正確に把握し、空きや待機期間の情報開示を行い、必要なサービスを迅速に提供できる。施設が情報公開システムなどで待機者数を公表することも可能となる。
- ・不要な申込書を整理し、待機者を実態に近づけることで、整備計画の精度も上がる。

### 【他市区の例】

申込時から2年	横浜市、杉並区、葛飾区、町田市
要介護認定の有効期間	三鷹市、渋谷区、練馬区、川崎市
一定期間(2年)連絡が取れない場合取消	神戸市